



防火対象物の利用者等
の安全・安心のための

違反対象物の公表制度

※根拠条文：福岡市火災予防条例 第47条の2，福岡市火災予防規則 第16条

違反対象物の公表制度とは・・・

重大な消防法令違反のある防火対象物を福岡市消防局ホームページにて確認できる制度です。

公表の対象	<ul style="list-style-type: none"> 立入検査で確認した飲食店や物販店などの特定防火対象物で屋内消火栓設備，スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の設置義務があるもので，それらの設備が未設置であるもの
公表の内容	<ul style="list-style-type: none"> 防火対象物の名称，所在地 違反の内容（屋内消火栓設備，スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の未設置） その他消防局長が必要と認める事項（公表日など）
公表の方法	<ul style="list-style-type: none"> 福岡市消防局ホームページへの掲載

違反対象物の情報は、次のページから確認できます。また、その後にはQ&Aもありますので、あわせてご覧ください。



防火対象物の関係者の方々へ

公表制度に該当する違反対象物は、無届けの増築や接続又はテナントが入れ替わる用途変更によるものがほとんどです。このような変更を検討されている場合は、事前に各行政区の消防署予防課に相談してください。

公表一覧表

行政区別	防火対象物の名称	防火対象物の所在地	違反の内容		その他消防局長が必要と認める事項	
			指摘事項	根拠法令	公表日	その他
東区	バイクショップTOPS	香椎駅東三丁目24番16号	自動火災報知設備の未設置	消防法施行令第21条	平成30年2月16日	
博多区	NJK住吉ビル	住吉三丁目13番1号	自動火災報知設備の未設置	消防法施行令第21条	平成29年10月24日	着工届受理
	みずほ倉庫	比恵町17番28号～30号	自動火災報知設備の未設置 (比恵町17番29号の物販店部分)	消防法施行令第21条	平成30年1月18日	着工届受理
中央区	エステート・モア・天神倶楽部	舞鶴一丁目6番28号	自動火災報知設備の未設置 (1階から3階飲食店並びに2階及び3階の事務所部分)	消防法施行令第21条	平成29年12月28日	着工届受理
	田村店舗	西中洲12番6号	自動火災報知設備の未設置	消防法施行令第21条	平成30年2月16日	
南区	現在、公表の対象となる防火対象物は、ありません。					
城南区	現在、公表の対象となる防火対象物は、ありません。					
早良区	現在、公表の対象となる防火対象物は、ありません。					
西区	現在、公表の対象となる防火対象物は、ありません。					



違反対象物の公表制度よくある質問Q & A

Q

Q どうして公表するんですか？

A 火災の発生を知らせる自動火災報知設備や初期消火のための屋内消火栓設備、スプリンクラー設備は、被害の拡大を防ぐための重要な設備です。これらの設備が設置されていない建物は、大変危険な状態です。

その建物を利用しようとする方々に、その危険性を知ってもらうために公表しています。

A

Q いつ公表するんですか？

A 火事が発生した場合に、被害者が出てからでは遅いので、違反を確認したら速やかに公表しています。

(事務手続きとして違反の確認から14日経過後に公表となります。)

Q 何を公表するんですか？

A この公表は、建物の利用者に対する火災危険性に関する情報の提供なので、個人情報とはならない建物の名称、所在地、違反の内容などを公表しています。なお、改善に向けて消防設備の工事に着手するための着工届が提出されましたら、その旨を追加公表しています。

Q いつまで公表するんですか？

A 違反の内容が改善されるまでです。違反の内容が改善され、安全が確認できたら、すぐに公表を取り止めます。

